特集

家事労働

龍谷大学
経済学部教授
久場 嬉子

茨城大学
文学部教授
渋谷 敦司

対談 家事労働とジェンダー

家事労働とは、家庭のなかで行われている人間の日々及び世代的再生産にかかわる仕事

渋谷　北京会議以降、家事労働の問題に関心をもつ人が増えています。

私は、家事労働研究の専門家ではありませんが、大学院生のときに久場先生がお書きになった家事労働に関する論文をいろいろ読ませていただきました。その後も、福祉政策や家族政策研究との関連でこの問題には関心をもってきました。

経済企画庁（現内閣府）が無償労働の貨幣評価の推計結果を1997年に公表しました（経済企画庁編『あなたの家事の値段はおいくらですか?』旧大蔵省印刷局）。こうした国内の動向をふまえて、久場先生は主婦の評価と家事労働の評価は全く別物だと強調されていますね（久場嬉子・竹信三恵子著『「家事の値段」とはなにか』岩波書店、1999年）。そもそも家事労働を、どのようにお考えですか。

久場　私は、家事労働を「家庭のなかで行われている人間の日々及び世代的再生産にかかわる仕事」と理解しています。ですので、料理や洗濯という家事のほかに子育てや介護も入ると思っています。

渋谷　地域で男女共同参画の基本計画づくりをしていると、必ずといっていいほど「男性は料理や洗濯などをやっていないから、家事参加をしてもらおう」といった議論になります。しかし極端に言ってしまうと、「家事労働はそんなに大したもの」なのでしょうか。基本的に家事は、できれば誰もやりたくないし、合理化したいと考えています。家事労働の価値を議論するなかで、最近は主婦の行っている役割があまりにも過大評価されている気がするのですが。

久場　過大評価については後で述べるとして、まず、誰でも家事労働の全てを合理化し、やりたくないと思っているかどうか。子育てや介護、家事のなかで食事づくりなどは、もちろん専業で全部を一人でというわけではないけど、自分もやりたいと思うものではないですか。ともかく、今日の対談では、家事労働を育児、介護も含めた家庭内労働として、広く捉えるということでよろしいですか。

渋谷　はい。フェミニズムのなかでは「再生産労働」という言い方をしていますね。

久場　「再生産労働」という言葉は、このごろ国連の「開発とジェンダー」関連の文献にも登場しています。再生産――すなわち人間の日々及び世代的生活・生存の再生産――に関わり、家庭のなかで行われている労働という意味です。

少子高齢化社会の進展、福祉レジーム論、アンペイド・ワーク論によって家事労働の関心が高まりました

久場　家事労働について、最近になって関心が高まってきた理由のひとつは、内閣府の男女共同参画局の「国内行動計画」のなかに、家事労働の測定というテーマが入ったからではないでしょうか。

渋谷　北京会議後に作成されたものですね。

久場　そうです。行動計画のなかでは、家事労働を把握・測定し、評価するための枠組みが課題として検討されています。

それ以上に、家事労働に関心が向けられるようになったのは、３つの大きな理由が考えられます。ひとつは、少子高齢化社会の急ピッチな展開。少子高齢化社会の進展は、子育てや介護を非常に大きくクローズアップさせてきますから。

もうひとつは福祉レジーム論との関わりでです。福祉の生産は「国家」と「市場」と「家族」の３つのセクターで行われています。スウェーデンのように、政府やより「国家」に比重が置かれている場合と、アメリカ型のように「市場」に置いている場合、そして「家族」に置いている場合と、その分担の仕方に差異がみられます。具体的に家庭における福祉の再生産をみていくと、家事労働に含まれる子育てや介護、日々の人間（労働力）の維持・再生産が重要なテーマになっています。

家事労働が注目されている３つめの理由は、北京会議の前後からクローズアップされてきたアンペイド・ワーク論です。アンペイド・ワークという用語は、かなり誤解もあり、長い間定着しませんでしたが、「北京行動綱領」に大変まとまった形で登場したことによって具体的に把握しようという動きになっています。

渋谷　高齢化が急速に進展するなかで、とくに介護のような福祉サービスを国家が生産したり、市場で生産したり、もしくは家族のなかで家庭内労働や無償労働という形で生産しているのが現状ですね。再生産をどこが中心となって担っていくか、また３つのバランスをどのように調整していくかが重要になってきているのではないでしょうか。

私は、家族政策は「家族」と「市場」と「国家」の役割分担を再構築するものと考えています。ですから、家族政策が少子高齢化社会の重要なテーマとなるなかで、福祉サービスを生産する場所のひとつとして、家族や家庭に注目が集まるのではないでしょうか。最近では家庭内での無償労働としてのケア労働をどのように政策的に位置づけるかが、ヨーロッパや日本での大きな課題です。こうした状況が家事労働や無償労働の評価論が登場した基本的な背景だと思います。

久場　そうだと思います。

家事労働の評価にあたって「社会化された家族」を経験したヨーロッパの動きと日本型の福祉をいっしょに考えてはいけない

渋谷　国連の動きも含めると、「国家」「市場」「家族」のなかでは、国家が再生産労働のかなりのウエイトを占めています。家事労働の社会化、ケア労働の社会化という形で担っていくことがヨーロッパの福祉国家建設の主流でした。

しかし、いろいろな事情で福祉国家型の再生産のシステムを維持することが難しくなると、「福祉国家の危機」が論じられます。「福祉国家の危機」という問題意識のなかで、これからは地域や家族の無償労働など、ある程度ケア労働を担っていかないと、いままでの福祉国家型のやり方を維持することができない。ですから評価論が盛んに国連やＥＣでも議論されるようになったのではないかと思います。

こうした潮流のなかで、「主婦の皆さん、地域でも家庭でもケア労働を頑張ってください」と言うのは、単に日本的特殊性ということではなくて、世界的な流れだと思います。

久場　家庭や家族への注目が今、ヨーロッパでも日本でも出てきているとしても、両者のあり方は、私はきちんと区別しなければならないと思います。

福祉国家論から福祉レジーム論へ、そして福祉レジーム論の比較研究が1980年代から90年代に出てきました。福祉国家の成熟期を迎え、そこから少子高齢化、グローバリゼーション、あるいは産業構造の転換といった問題に直面しながら成熟した福祉国家の見直しができたヨーロッパや北欧を中心にした動きと、その経験のない日本の家族政策や日本型（家族型）の福祉をいっしょに考えることはまずい。

ヨーロッパのは、すでに私的な責任の場（サッチャー）ではなく、「ケアされる権利、ケアする権利」が社会的に問題となるような、つまり「社会化された家族」といえるでしょう。日本はどうかというと、一貫して「家族の責任」を繰り返しているだけ。例えば家庭内の介護を重視するにしても、介護の時間を、しかも雇用の場で社会的に保障しているヨーロッパと、社会的な後ろ盾が何もなく家族で勝手にやりなさいというのとでは、状況が違う。ヨーロッパでの家事労働の再評価は、単なるプロ・ファミリーへの回帰ではなく、ジェンダー平等への新しい動きであり、性別分業から切り離されている。

渋谷　日本型福祉社会の考え方での家族重視と、ジェンダー平等を前提にした家族的責任という国際的な動きを同列に議論するのは乱暴かもしれません。しかし私は、その違いがあまりにも強調されすぎていると思います。

福祉国家の危機のなか、家族がもう一度再評価されるような動きは、共通性の側面をもう少しみていくことが大切だと思います。そうしていかないと、日本社会のモデルとして、あまりにもヨーロッパを過大評価することになるのではないでしょうか。

久場　私はヨーロッパ型と日本型の差が強調されているとは思えません。逆に、あまりにも強調されなさすぎていると思うくらいです。

女性はどんどん労働市場に出ているのに、日本ではどうして生活時間が変わらないのか。一つのテーマだと思います

久場　まず、福祉レジームの一端を担う家事労働

について、社会的なバックアップのもとで、男性も女性も平等に家事労働を担うという意識も実態も遅れています。家事労働の実態を国際比較すると、他国との著しい差が浮き彫りにされてきます。

渋谷　そうですね。

久場　あまりにもジェンダーバイヤスがありすぎるのですね。女性はいま、ものすごい比率で労働市場に出ていますし、男女雇用機会均等法ができてから、もう20年近くになりますが、男女の差は一向に縮まりません。どうしてなのかという問いをしたこともなかったはずです。

1998年に労働基準法の見直しがあり、新しく雇用の場での保護とともに社会的な、生活の場での保護という課題が出てきました。つまり、雇用の場における男女平等は徹底的に行われるべきですが、それに実を与えるためには社会領域における男女平等が車の両輪のように不可欠です。しかし実際にはその後の経済情勢が悪すぎたこともあり、男性の働き方は基本的に変わっていません。変わっていないどころか一層長時間労働をすることに……。

つまり、「ブレッドウイナー・モデル」を変えるという、福祉レジームの１回転回ったところで出てきているヨーロッパでの議論と日本の議論は全然かみあわないのです。私はそのギャップがあまりにも認識されていないのではないかと思っています。ですから、少子高齢化社会になって女性が働きに出ることが不可欠になったとき、日本では、子どもを産み、子育ての問題はより困難な課題になりますね。

先日、神奈川県で、アンペイド・ワークに焦点をあてた、かなり本格的な生活時間調査が行われました。

渋谷　行政の調査ですか。

久場　行政ではなくて、生協、神奈川のワーカーズ・コレクティブ、生活クラブ生協などの社会活動を行っている人たち、及び自治労で働いている人たちの生活時間調査です。

その結果をみましたが、正直いって「おやっ」というのが感想です。平日11時間労働という、男性の長時間労働は５年前と変わらず、家事労働の分担もまったく変わっていません。その間、女性はどんどん労働市場にも、コミュニティ・ワークにも出ているのにですが。

渋谷　アメリカも同様ですね。男性も女性も共に労働時間が延びています。ワーキングマザーというよりも最近は、ワーキングファミリーの問題ということで、家事労働時間がとれないという問題が議論されています。

久場　最近の、米ミシガン大学の行った日米欧７カ国の生活時間調査では、アメリカの男性の家事労働時間は日本の４倍くらい。家事労働に関しては、日本よりジェンダーの平等が進んでいます。

一方、日本の場合は、「奥さんが働いている」「働いていない」にかかわらず、家事労働時間は変わらない。そこでなぜ変わらないかを明らかにするために、もっと細部にわたった生活時間の調査が必要になってきます。

昨年の社会生活時間調査では、初めてアフターコードという方法もとり入れましたね[注1)]。一口に家事労働といっても、的確な行動項目を立てないと把握できませんので、今までの社会生活時間調査の行動分類が十分かどうかを見直そうということでしょう。アメリカ等も含めて、国際的に、本格的に家事労働の実態を把握しようという動きになっています。

福祉レジームを支える労働のあり方での課題は、ジェンダー・ニュートラルなモデルのなかで男女それぞれが仕事と家庭をいかに両立させるかです

渋谷　家事労働の議論で、すぐ話題となるのが男性の意識についてではないでしょうか。「家事をやらなければいけない」と男性が思うように意識変革をすれば、ジェンダーの平等につながると、いつも意識レベルで話が終わってしまいます。

しかし根本的な問題は、私は男性の長時間労働だと考えています。労働時間の問題をクリアしない限り、いくら「家事労働が大事だ」「男も家事を」と男性に向けてメッセージを発しても、実際には家事時間は増えていかないと思います。

久場　まったくその通りですね。

渋谷　では具体的に、男性の家事労働を増やしていくにはどうしたらよいのでしょうか。それは、一見逆説的ですが、女性が男性と同等にブレッドウイナーになることです。

ところが、日本では働く既婚女性が増えていても、パートでの働き方が一般的ですし、一貫就労型の働き方を実践している人は２割～３割。夫がブレッドウイナーで、妻はその被扶養者か、あるいはパートタイムで家計補助的な仕事をするのが基本的なモデルになっているのが現実です。

非常に単純化した言い方をしますと、女性も「男並み」に働き、それを女性自身も受け入れていくことが、男性を家事労働に参加させるひとつのきっかけになるのではないでしょうか。

久場　日本の社会には、女性が「男並み」の働き方をしていないから、「時間的に余裕があり、家事をやって当たり前」という考えがあります。しかし次第にパートタイム労働の女性のなかにもフルタイムと同じに働いて、私はパートだからと、専ら家事も行っています。こうした現実を丁寧にみていく必要がありますね。

そして、もうひとつ。女性も「男並み」に働けという場合、そもそも家事労働からアブセントな男性の働き方をモデルにするのは問題ではないでしょうか。「男並み」の働き方とは、１週間に24分の家事労働という働き方で、それは「新しい働き方」になるかです。正社員の短時間労働、つまり正社員の労働時間を短縮し、家庭と両立できるような働き方を男性にも増やしていく。男性が女性のモデルに近づくという考え方が、オランダのワークシェアリングです。

これまでのフルタイムの働き方は、家事労働をだれかに委ねて、100%市場で働く男の働き方です。それに女性が加わって、「男並み」に働けば男性も家事労働を担うという考え方は、政府のサービスが十分でなかったり、保育サービスを買うお金がなかったりすれば、福祉の貧困化につながります。

家事労働は、経済的な活動のひとつの形態であり、福祉の生産の担い方のひとつであり、それは女性の役割でもなく、主婦の役割だけでもない――こうした捉え方がしっかりできて、いろいろな政策が伴わない限り、男女共同参画は難しい。

渋谷　オランダでは、1.5人分の働き方を２人でしながら、家事・育児を男女平等に行う理念があります。オランダは、育児の社会化に対する反発意識が強く、公的な保育サービスが進んでいないため、実際には多くの女性がパート的な働き方を選択しています。

従来の男は仕事、女は家事・育児といった構造は、基本的に変わらないことが問題点として指摘されています。

久場　そうした側面があることは事実です。ただ、子育てを母親だけがしたいからというのではなく、今のところ保育園を建てるのが追いつかないのが現状でしたね。保育園を建てることは最重要政策になっているのですが、すぐに十分対応できないジレンマがあり、労働時間を0.75ないし、カップルでは1.5に短縮し、家庭で保育に両親が

たずさわるという政策でもあるのでしょう。ただし、単なる妥協だけでなく、政策の目標として、基本的に1.5モデル[注2)]を１プラス0.5ではなく、0.75プラス0.75にしたいということなのですね。

渋谷　話は変わりますが、カナダは、家事労働の評価を国勢調査で調査しています。しかも、家事労働を統計的に把握する必要性が議論されているときに、女性の側から家事担当者の評価や、専業主婦になる権利を保障しろという意見が出てきました。

つまり、フェミニズムは多様な生き方を選べるようにすることが趣旨であれば、専業主婦という選択肢も保障する必要があるという主張です。いままでは女性が「男並み」に働くことだけが奨励されてきたが、専業主婦を選んでも税制度上も、社会保障上も差別されない平等が大事だという考えです。

このように、専業主婦になる選択の自由や、保育所以外に家庭保育を選ぶような自由も保障する動きがフェミニズムの第３の波だという主張も出ていますが、久場先生はどのようにお考えですか。

久場　カナダやイギリス、オランダでも女性運動のなかに、そうした動きが常にありました。専業主婦とフルタイムのワーカーとは、仕事は違うけれども平等だというケアラー平等の考えです。ただ「ケアラー平等」は、完全に性別分業の形であって、選択肢の１つとして認めるということはおかしい。選択の自由は、男性にもあり、男女が個人として、ライフコースのなかで一時期専業主婦（専業主夫）を選ぶことを社会がサポートする、という方向への変化でなければ。

渋谷　一見すると主婦の復権論みたいな、女性運動のなかから出てきている動きは、あくまで一部の動きなのでしょうか。日本の介護保険のときに議論のあった家族介護に現金給付をするとか、家庭で一生懸命介護をやっている人たちに経済的な評価をする動きとは異なるのでしょうか。

久場　先ほどの専業主婦を一つの選択肢として認める動きも、ケアラー平等の考えも、家族形態が大きく変化し、中産階級の分解ということが問題になる現在、決してメジャーになりえないでしょう。

福祉レジームを支える労働のあり方を考えたときに、主流となっている課題は「ジェンダー・ニュートラルなモデルのなかで男女それぞれが仕事と家庭をいかに両立させるか」ということです。ドイツや日本の家族介護に現金給付を、ということも、私は過程的な動きだとみています。

家事労働のコミュニケーション行為や親密圏の部分は、これまで「労働」と「余暇」という区分から見落とされてきたアンペイド・ワークという問題で捉えればよい

久場　そして、問題なのは、女性が働くようになれば家事労働はおのずから解決されると思っていることです。まず保育園や、社会的なさまざまなサービスに代替され、自然に男性と分担しあえると。私もそう思っていました。しかしその認識は甘かった。甘かった理由の１つは、家事労働は、国や市場で吸収しきれない部分をたくさんもっているという認識が欠けていたということです。

つまり、女性の職業生活への参加が増大するにつれ自ら家事労働を軽減したり、代替されるものがでてくる、という考えが強かった。しかし、同時にこれを制約する要因も多くある。その１つに、家事労働が、貨幣化されない財やサービスを生むということ、これは専ら軽減してよいものでもないし、全て他のものに代替できるものでもない。

渋谷　私は、それをお互いのコミュニケーション行為と理解します。そのための時間的な余裕や、空間的な親密圏としての場所の確保は非常に大事ですが、それと人のために何かをやるケア労働、家事労働を区別したほうがいいと思います。

私は自由になった時間は家事労働に使おうが、何に使おうが、まさに自由だと思います。

生活時間の問題を議論するとき、「賃労働」と「自由時間」という２大区分のなかで、家事労働時間が見落とされてきたといわれます。例えば男性の経済学者に、労働時間のほかに何があるかを尋ねると、まず最初に自由時間と答える。「フェミニスト経済学者」のマリリン・ウォーリンなどは、自由時間をすぐに言い出す男性は、自由時間をもっているから、そういう発想になるのであって、女性の側からみると自由でも何でもなく、

家事労働時間がどうしても必要になるといっています。しかしこの議論の延長線だと、男女で家族的責任を担いましょうと、家族中心主義というか、家族中心の再生産をという議論に回収されてしまうのではないかという危惧を私はもっているのです。

ですから、家事労働評価論を議論する前に、まず自由な時間、そのなかにはコミュニケーションを含め、親密さを深めるための２人の時間や家族の時間など、多様な時間の使い方について考えたほうがいいと思います。

久場　私もそう思います。ただ、そうした議論はアンペイド・ワークの問題として検討していった方がよいですね。

つまりアンペイド・ワークには家事労働もあれば、コミュニティワークもあり、インフォーマルなワークも場合によっては含まれます。つまり、貨幣関係によらない相互扶助の領域は家族だけではなく、コミュニティのなかにも多くある。家族の領域にもそういう要素があって、例えば私は家族の時間を大事にしたい、する権利があると雇用の場でも主張していく。その場合の家族はすでに「社会化された家族」なのです。

もう１つはコミュニティワークも福祉の生産領域として評価することです。経済学でも、市場分析のなかで、家事労働が「どのような商品によって代替されるか」、「どういうふうに市場化していくか」など、実体を分析する研究が進んできています。ただ、後で述べますが、家事労働を社会化または市場化すると、商品やサービスを買うお金が必要になります。その購買力を家計が全面的に担うようになれば、必ず制約が生まれるのですね。購買できない人が出てきて福祉の貧困につながります。

渋谷　なるほど。

家事労働の評価には「女性の社会貢献を評価すべき」という言い方がついてまわる

久場　話は飛びますが、失業率の増大しているなかで政府の雇用創出策がいろいろ出されています。そこには、家事代替的サービスがいろいろあげられていますが、しかし多くは賃金がほとんど得られないサービス領域ばかりで、雇用の創出にはなりませんね。

渋谷　その領域のひとつに介護労働も含まれます。私がヘルパー養成講座の講師として呼ばれていくと、タクシー会社からの派遣や、転職してホームヘルパーになろうとする中高年の男性もたくさん来ています。しかし実際に介護労働で生活できるだけの賃金は、今の制度では得られません。しかも、外国人労働の導入など、新しい問題が出てくる可能性もあります。

久場　そうですね。労働時間を短縮して一定レベルの賃金を確保した正規の介護職業を一定数しっかりとつくる。もちろんフルタイムで働く人もいる。その上で、コミュニティワークや家事労働――それらは福祉を生産しているわけですが――も大事にするというほうが、よほどウェルフェアだと思います。わずかなお金のために時間を浪費する働き方ばかりでは、惨憺たる感じです。

渋谷　介護労働については、「家事援助は専門性を要する労働だから介護報酬のレベルも上げるべき」という議論があります。しかし、介護報酬の評価レベルを上げるためには、「専門職だから賃金を上げろ」ではなく、「どんな労働でも生活できる賃金をよこせ」という要求の仕方が望ましいのではないでしょうか。労働の専門性を強調しすぎると、サービスをする側と受け手の関係に、医者と患者のような上下関係が再現される危険性があります。

久場　私もそう思います。職務給の導入なども考えられていますが、介護の分野で職務給がなじむかという疑問があります。

渋谷　その疑問は、今日の議論の出発点である「家事労働はそんなに大したもの」なのかという私の問題意識につながると思います。家事労働は、だれもがそれなりに行えばいいものと考えればすむ部分があるのに、家事労働の評価をインフレーション化していく議論の仕方が広まっています。家事労働の評価論がそうした認識を広げる一つの契機になっています。

久場先生は、家事労働の評価とは、家事に専

念していることで「本来社会的な労働に参加していれば、ある程度の収入が得られたものが得られなくなる」という機会コストを計算することが本来の趣旨だと主張されています。しかし実際は、「女性の社会貢献を評価すべき」という言い方が常についてまわります。これは「北京行動綱領」にも共通していますが、北欧型の福祉国家を目指してきた社会からの発想というより、開発途上国あるいは無償労働に依存せざるを得ない状況にあるアジア・アフリカ諸国の家事労働を意識しているのではないでしょうか。家事労働評価の議論が、先進国と発展途上国とでは、違った意味をもっているのではないでしょうか。

久場　本来の趣旨として主張したのでなく、機会コストの計算は、「貨幣的評価」の一番ポピュラーな方法としてあると指摘したのです。女性が家庭や地域の中で行っている「見えざる経済的労働」が統計にも、ＳＮＡにも表われないため、その労働に対して、見返りが得られず、女性の権利に結びつかないということが、特に発展途上国で、つまり「開発と女性」プロジェクトのなかで問題となり、その後それに先進国での家事労働問題がくっついて「北京行動綱領」に至った。渋谷先生がおっしゃるのは、こうした問題提起は、発展途上国では実体的意味があるけれど、先進国の文脈では、楽な家事労働をこなす専業主婦の身分主張とつながっているということかと思います。

しかし、先進国でも家事労働論やアンペイド・ワーク論が登場した経緯は、「女性は労働市場に入っていくなかで家事労働も行っている。男性もできるはずなのに、なぜ女性のダブルワークになるのか」であって、つまり仕事と家庭を両立させるため、いかに家事労働を社会的に解決するかという問題です。

渋谷　なるほど。

久場　1970年代末に家事労働論が出てきましたが、日本では50年前からすでに主婦論争をしていました。しかし、働く女性も、男性も、またそれらの社会化をも視野に入れた家事労働論争には発展せず、主婦の仕事は大事かどうかという主婦論争に終始しました。

その後、日本はジェンダー分業の根強さを土台に、高度経済成長を遂げてバブルまできました。その時はすでに雇用機会均等法があり、既に女性もたくさん労働市場に入り、専業主婦は少数派となった段階でも、男性をも含めた仕事と家庭の両立をどう進めるかという議論にはなりませんでした。バブルがはじけて将来への不安が拡がると、労働時間の短縮より失業をどうするかばかりが注目され、家事労働の問題がおざなりにされてきた気がします。

家事労働を評価する目的は、男性と女性がともに家庭と仕事を平等に担っていくことを実現することです

渋谷　久場先生は、家事労働を「女性が担っているというジェンダー分業的な枠組みから開放する」ことと、「ある部分は社会全体で担っていく方向」の２点を実現することを戦略的に位置づけたうえで、家事労働の評価を行っていますね。

しかし一方で、「女性の貢献をどのように社会全体のなかで評価するか」という問題にもふれられています。これはジェンダーフリーの考え方と少しずれると思うのですが……。

久場　ここで「女性の貢献」といっているのは、概ね女性が多く担っている「アンペイド・ワーク」をどういう形で評価すべきかということです。家事労働を何のために評価するかという基本的な目的です。男性と女性がともに家庭と仕事を平等に担っていくということが本来の目的としてあるわけで、それが日本では、「主婦の値段は」という趣旨から外れた受け止め方になってしまっている。

ちなみに、オランダのコンビネーションモデルが出した「0.75モデル」[注2)]を政府の設定した委員会が発表したとき、オランダの新聞は「男性と女性は家庭と仕事をどのように担い合うかというシナリオが提示されました」と正確に伝えています。

渋谷　再生産労働、ケア労働なども含めた家事労働の時間を確保する戦略として、育児休暇などの休暇制度があります。北欧では男性も率先して育児休暇を取るように誘導しています。結果として男性の休暇取得率は上がっていますが、育児に向ける時間が増えたかは疑問です。ジェンダー

のアンバランスが大きな形として残るという問題も指摘されています。

また、日本での育児休業制度がどういうものかと考えてみると、それは少子化対策の一環で、ジェンダー平等を実現するための制度という発想では必ずしもないのが現状です。私は、家事労働の評価論や育児休暇の発想には、根本的な問題が残っていると思います。

久場　渋谷先生が冒頭で、「家事労働はそんなに大したもの」だろうか、誰もが当たり前にやればいいものではといわれましたが、しかし、家事労働をもはや「主婦の労働」ととらえないということを前提にし、つまり、いよいよ女性が労働市場に参加しているという状況で考えれば、労働市場で働く女性と男性にとって、それは「大した問題」なんですね。また、それを「当たり前」にやれる制度をつくることもたやすくない。雇用における男女平等を法的・制度的にとことんまでやらなければならない。そしてそれに実を与えるためには、再生産領域における男女平等を実現しなければならない。そしてこの問題を女性だけではない、男性と女性の問題であり、かつ私的なテーマとしてでなく、社会的な問題として考えていく、これが現在の基本的な課題だと思います。

家事労働の今後の課題は具体的な制度や政策をとおして社会化を進めることです

渋谷　家事労働について、今後の課題をお聞かせください。

久場　具体的な制度や政策をとおして、家事労働の社会化を進めることが今後の課題です。

第一には、「ブレッドウイナーモデル」を壊して、育児休業、介護休暇をとりやすくする必要があります。

先日、ある新聞に「女性のパートが急ピッチ」と書かれていました。しかし、よく考えてみてください。パートタイムや「非正規従業員」には、育児休業や介護休暇がありません。目下の問題としてとても重要なことは、今、少子高齢化対策として、「男性をもっと育児に、家庭の仕事に」というキャンペーンがはられていますが、30〜40代の男性の「働きすぎ」の現状にみられるように、全く空転していることです。雇用や労働の現状からみれば、女性も男性もいよいよ有給労働に専念せざるをえなくなっている。大変矛盾していますね。

第二に、最近の経済学では、家計＝ハウスホールドもひとつの組織のように考えて、企業組織を解析すると同じように、家計という組織を経済的に分析しようとしています。例えば、そこには一定の取引関係があって、夫婦の間にバーゲニングが行われている。そういう視点で性別分業を説明するということが主に新古典派経済学の側から出てきています。それが経済学の新しい展開であることは認めますが、市場の取引関係をあてはめているだけでは家事労働で市場に入りきれない部分が議論されません。

第三に、家事労働の社会化をめぐり、日本ではほとんどとり上げられていないことがある。家事労働は女性が働きさえすれば、必ず公的サービスか市場のサービスや商品に「代替」される筈だと考えられていて、その動きに対する多くの「制約」・「制限」要因があること、それを明らかにすることが全く進んでいない。議論するとすれば「代替」させようとしない遅れた性別分業意識についてのみです。

なぜ「代替」サービスは、圧倒的に女性が担う低賃金労働なのかを問い、対応することは急務です。家庭で男女が担うとしても、なぜ、より自由な「余暇」的部分で、女性は伝統的家事をこなすのか、といったことも問題です。女性が働いても雇用から得る購買力が少なければ、サービス購入を控えるようになっていく。適切な価格の「代替」商品を公的サービスを含め、つくっていくことが重要な課題です。

※この対談は、2002年7月1日に行われたものです。

注

1) 生活時間調査で、あらかじめ行動分類を行い、それに沿って調査するプリ・コード方式と異なり、記述された行動を、調査後にコード化していく方法。

2) オランダのワークシェアリングにおける「コンビネーション・モデル」といわれるもの。労働時間を短縮して、男女共に「仕事と家庭」との両立ができる働き方。

（くば・よしこ）（しぶや・あつし）